

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

資料番号	8	担当課	障がい福祉課		
法令名	社会福祉士及び介護福祉士法	根拠条項	附則第4条第2項	許認可等の内容	認定特定行為業務従事者の認定
○社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号)					
附 則 (認定特定行為業務従事者に係る特例)					
第4条 認定特定行為業務従事者認定証は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が交付する。					
2 認定特定行為業務従事者認定証は、介護の業務に従事する者に対して認定特定行為業務従事者となるのに必要な知識及び技能を修得させるため、都道府県知事又はその登録を受けた者 (以下「登録研修機関」という。) が行う研修 (以下「喀痰吸引等研修」という。) の課程を修了したと都道府県知事が認定した者でなければ、その交付を受けることができない。					
3 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、認定特定行為業務従事者認定証の交付を行わないことができる。					
(1) 成年被後見人又は被保佐人					
(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者					
(3) この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者					
(4) 第42条第2項において準用する第32条第1項第2号又は第2項の規定により介護福祉士の登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者					
(5) 次項の規定により認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ぜられ、その日から2年を経過しない者					
4・5 省略					
○社会福祉士及び介護福祉士法施行令 (昭和62年政令第402号)					
附 則 (法附則第4条第3項第3号及び第7条第2号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定)					
第3条 法附則第4条第3項第3号及び第7条第2号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福					

祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び国家戦略特別区域法（第12条の4第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。）の規定とする。